

# 奨学金の貸付けを希望される方へ

## 1 奨学資金貸付制度の概要

### (1) 貸付制度について

市内に居住する優秀な生徒であって、経済的理由により進学および修学困難な方に対して、修学のための必要な資金を貸付け、有用な人材を育成することを目的としています。

### (2) 奨学生の要件

貸付けを受ける奨学生の要件は、次の事項のいずれにも該当していることとします。

- ① 市内に居住する世帯にある方
- ② 学力優秀、品行方正、健康である方
- ③ 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校、短期大学または大学に在学している方  
※ 通信教育部、放送大学、各種学校および大学院は対象外です。
- ④ 経済的な理由により学資の支出が困難な世帯にある方
- ⑤ 他の制度による育英または奨学等の資金の給与または貸与を受けていない方
- ⑥ 出身学校長または在学学校長の推薦を受けた方

### (3) 貸付額等

区分	貸付額（月額）	毎年度の新規貸付人数
高等学校	20,000円以内	5名程度
中等教育学校の後期課程		
高等専門学校		
専修学校		
短期大学	50,000円以内	10名程度
大学		

### (4) 貸付利子

貸付利子は、無利子です。

### (5) 他の貸付制度等との併用

他の制度による育英または奨学資金等の貸付けまたは給付について、申請することはできませんが、同時に受けることはできません。そのため、決定の際には一方を選択いただくことになります。ただし、「ふるさとぬまた未来創造奨学金」との併用は可能です。

### (6) 連帯保証人等

奨学資金の貸付けを受ける際には、連帯保証人を2人立てていただく必要があります。2人のうち、1人は保護者となります（保護者兼連帯保証人）。ただし、やむを得ない理由がある場合は、保護者以外の方を保護者兼連帯保証人とすることができます。

他の1人は、独立の生計を営む成年者で、市町村民税を均等割以上納める方となります。

## 2 奨学資金貸付申請手続きについて

### (1) 貸付申請

申請に必要な書類は、沼田市教育委員会 学校教育課（沼田市役所3階09窓口）で配布しているほか、沼田市ホームページからダウンロードできます。

以下の書類に必要な事項を記入し、沼田市教育委員会へ提出してください。

- 奨学資金貸付申請書（様式第1号）
- 学業成績証明書
- 奨学資金申請者推薦書（様式第2号）
- 市税等の完納証明書 ※ 申請者、保護者兼連帯保証人
- 市町村民税課税証明書 ※ 連帯保証人
- 市町村民税等の完納証明書 ※ 連帯保証人
- 家庭状況調書（様式第3号）
- 戸籍謄本 ※ 申請者、連帯保証人
- 代理人選任届 ※ 保護者兼連帯保証人
- 印鑑登録証明書 ※ 保護者兼連帯保証人、連帯保証人

※ 記入はボールペンを使用してください。鉛筆や消せるボールペンの使用は不可です。

※ 記入した箇所を訂正する場合には、修正液・修正テープを使用せず、二重線を引いて余白部分に正しい文言を記入してください。

※ 申請内容の確認のため、追加で書類の提出を求められることがあります。

### (2) 提出先・提出期限

沼田市教育委員会 学校教育課（沼田市役所3階09窓口）

令和6年12月2日（月）必着

## 3 奨学資金の貸付け

### (1) 貸付けの内定

沼田市教育委員会が書類等の確認、選考のうえ、内定の可否について申請者へ通知します。

### (2) 在学（入学）の確認

令和7年度の在学の確認等を行いますので、以下の書類をご提出ください。

- 令和7年度の在学証明書
- 身体に関する証明書（様式第4号）

※ 貸付けを辞退する場合は、以下の書類を提出してください。

- 貸付辞退届書（様式第8号）

### (3) 貸付けの決定

在学（入学）の確認を行った後、奨学資金の貸付けの決定について申請者へ通知します。貸付けの決定を受けた申請者へ、奨学生として沼田市奨学資金の貸付けを行います。

#### (4) 誓約書等の提出

貸付けの決定通知を受け取った後、以下の書類を沼田市教育委員会へ提出してください。

- 誓約書（様式第6号） ※ 収入印紙の貼付が必要
- 振込先口座届出書

#### (5) 貸付の方法

区分	貸付額（月額）	貸付の方法
高等学校	20,000円以内	1年分を4期に分け、各期の最初の月に指定する口座に振り込みます ※ 令和7年4月分は、5月分と一括して5月に振り込みます。
中等教育学校の後期課程		
高等専門学校		
専修学校		
短期大学	50,000円以内	毎月当月分を指定する口座に振り込みます ※ 令和7年4月分は、5月分と一括して5月に振り込みます。
大学		

#### (6) 貸付けの休止または廃止

奨学生が次のいずれかに該当する場合は、奨学資金の貸付けを休止または廃止します。

- ① 疾病などのため、卒業の見込みがなくなったとき
- ② 学校の成績または操行が不良であるとき
- ③ 奨学資金を必要としない理由が生じたとき
- ④ 貸付けを受けている間に、世帯が市外に転出したとき
- ⑤ その他、条例に違反し、または奨学生として適当でないと認めたとき

## 4 在学中の手続き

#### (1) 在学の確認

毎年度12月頃に提出を依頼する通知をしますので、（2月中旬頃）までに在学していることの証明書を沼田市教育委員会へ提出してください。

- 在学する学校の学校長が証明する在学証明書

#### (2) 異動の届出

在学中に以下の事由が発生したときは、異動届書を学校教育課へ提出してください。

- ① 休学、停学、復学、転学または退学したとき
- ② 奨学生、保護者兼連帯保証人または連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項の変更があったとき
- ③ 連帯保証人を変更するとき

- 異動届書（様式第7号）

## 5 奨学資金の返済

奨学資金の返済金は、後輩たちの奨学資金へと引き継がれていく大切な資金です。貸付制度の趣旨をご理解いただき、奨学資金は必ず期間内に返済してください。

必要となる以下の手続きについては、その都度、通知等にてご案内いたします。

### (1) 貸付けの完了等

卒業やその他の理由になどにより、貸付けが完了または廃止となった場合は、借用証書を沼田市教育委員会へ提出してください。

- 借用証書（様式第9号） ※ 収入印紙の貼付が必要  
※ 保護者兼連帯保証人と連帯保証人は、印鑑登録してある印鑑を押印してください。
- 印鑑登録証明書 ※ 保護者兼連帯保証人、連帯保証人

### (2) 返済期間

高等学校や大学等を卒業した後、1年を経過した月の翌月から貸付期間の2倍に相当する期間内に、月賦または年賦により返済いただくことになります。

【月賦により期間内で返済する場合の例】

区分	貸付総額	返済月額	返済期間
高等学校等 月額20,000円×3年間	720,000円	10,000円	6年間
大学等 月額50,000円×4年間	2,400,000円	25,000円	8年間

### (3) 返済計画

返済金額、月賦または年賦、返済期間等を検討し、返済開始3か月前までに返済計画書を沼田市教育委員会へ提出してください。

#### 沼田市奨学金返済計画書（様式第10号）

※ 返済計画の変更をしたいときは、返済期間中であれば変更を届け出すことができます。

### (4) 返済の方法

返済計画書に基づき、原則として、以下の沼田市指定金融機関等からの口座振替により返済いただくことになります。

- 群馬銀行 本支店
- 東和銀行 本支店
- 利根郡信用金庫 本支店
- 北群馬信用金庫 本支店
- あかぎ信用組合 本支店
- ぐんまみらい信用組合 本支店
- 中央労働金庫 本支店
- 利根沼田農業協同組合 本支店
- ゆうちょ銀行 各店

振替したい口座の金融機関本支店へ、通帳と通帳届印を持参し、金融機関窓口で手続きをしてください。

- 沼田市預金口座振替依頼書（兼取消届書） ※ 金融機関へ提出

### (5) 返済の猶予

疾病その他やむを得ない理由により資金の返済が困難なときやさらに上級の学校等へ進学するときなどは、奨学資金の返済を猶予することができます。その場合は、以下の書類を沼田市教育委員会へ提出してください。

- 奨学資金返済猶予申請書（様式第11号）
- 返済猶予を必要とすることを証する書面

### (6) 返済の免除

特に必要と認められる理由が生じたときは、奨学資金の返済を免除することができます。その場合は、以下の書類を沼田市教育委員会へ提出してください。

- 奨学資金返済免除申請書（様式第12号）
- 返済免除を必要とすることを証する書面

## 6 奨学資金の返済が滞ると

### (1) 遅延損害金

返済がなかったときは、民法に規定する割合により、遅延損害金を納めていただくことになります。

### (2) 一括返済

月賦または年賦による各返済期限において、正当な理由なく、連続して3回返済を怠ったときは、残りの奨学資金返済金を一括して返済いただくことになります。

また、貸付けが完了した後、借用証書を提出しなかった場合においても奨学資金返済金を一括して返済いただくことになります。

## 7 その他

### (1) 主債務者

奨学資金は、奨学生本人へ貸付けをいたします。沼田市教育委員会が奨学資金の貸付決定を通知し、奨学生が誓約書を提出することにより、金銭消費貸借契約が成立し、奨学生本人が主債務者となります。

### (2) 保護者兼連帯保証人と連帯保証人

奨学生本人が返済できないときは、保護者兼連帯保証人および連帯保証人において、遅滞なく返済いただくことになります。

連帯保証債務となりますので、保護者兼連帯保証人および連帯保証人は、奨学生本人と同様に奨学資金返済金について全額の債務を負うことになります。

ご不明な点はお問い合わせください

沼田市教育委員会事務局 学校教育課 学務係

〒378-8501 沼田市下之町888番 TEL 0278-23-2111 (内線3316)

受付時間8時30分～17時15分(土日祝日を除く)